

青森県報

号外第十一号

平成二十二年
三月十九日
(金曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚の保護の指示 (事務局) : 一
 東部海区管内におけるまき餌づりの指示 () : 一
 東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示 () : 一
 西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚の保護の指示 () : 二
 西部海区管内におけるまき餌づりの指示 () : 二
 西部海区管内におけるまき餌づりの指示 () : 七
 西部海区管内におけるまき餌づりの指示 () : 七

- イ 点アから百四度五百メートルの点
 ウ 点工から百四度五百メートルの点
 エ 河口右岸から百九十四度千メートルの点
 んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、一本釣りによりサクラマスを採捕してはならない。
 オ 河口左岸から十四度一百五十メートルの点
 カ 点才から百四度二百五十メートルの点
 キ 点クから百四度二百五十メートルの点
 ク 河口右岸から百九十四度二百五十メートルの点
- 2 下北郡東通村老部川河口付近において、次のオ、カ、キ、クの各点を順次に結ぶ。
 んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、一本釣りによりサクラマスを採捕してはならない。

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、サク
 ラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十二年三月十九日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長木村民二

禁止行為

漁場の位置

免許番号

禁止区域

- 一 共同漁業権漁場における制限
 次の表の漁場（免許番号の欄に掲げた共同漁業権漁場の禁止区域欄の区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはならない。

青森県東部海区漁業調整委員会
会長木村民二

一 操業の制限	
1 下北郡東通村老部川河口付近において、次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結ぶ。 んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、小型定置網漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業を営んではならない。 ア 河口左岸から十四度（磁針方位による。以下同じ。）千メートルの点	八戸市白銀町、新湊及び築港
河原木地先	八戸市鮫町地先
東共第87号	東共第65号

免許番号		禁止区域の指定	
東共第3231号		八戸市市川船溜北防波堤と南防波堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域	
東共第2221号		八戸市市川船溜北防波堤と南防波堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域	
東共第1615号		定置網周辺四百メートル以内	
東共第109号		八戸市市川船溜北防波堤と南防波堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域	

八戸市市川地先	上北郡六ヶ所村地先	下北郡東通村白糠地	先沢地先	下北郡東通村小田野	下北郡東通村野牛地	先下北郡東通村石持地	先下北郡東通村野牛地	下北郡東通村白糠地	上北郡六ヶ所村地先	八戸市市川地先	東共第109号
東東共第3635号	東東共第3433号	東東共第3231号	東東共第3029号	東東共第2221号	東東共第2221号	東東共第3635号	東東共第3433号	東東共第3231号	東東共第3635号	東東共第3433号	東共第1615号
全域	全域	一部	一部	一部	一部	全域	全域	一部	一部	一部	一部
遊漁によるまき餌づり											

二 禁止区域の一部区域の指定

一に定める禁止区域のうち、一部の区域は次の表のとおりとする。

- 遊漁者等の遵守事項
- 遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、正当な漁業の操業を妨げないようこしなくてはならない。

四 指示の有効期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十日までとする。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第六号

青森県東部海区管内における底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業（底はえなわ漁業）の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十二年三月十九日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長木村民二

一 操業の制限

次に掲げる海域及び期間においては、動力漁船を使用して行う底はえなわ漁業の操業をしてはならない。

ただし、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りでない。

1 制限海域

青森県下北郡尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台を中心点とを結んだ直線以東の青森県東部海区管内の海域。

ただし、次に掲げる海域を除く。

(一) 下北郡尻屋崎灯台を中心点から正東の線以北の海域における同灯台を中心点から半径十海里以遠の海域

(二) 下北郡尻屋崎灯台を中心点から正東の線以南の青森県東部海区管内の海域の共同漁業権漁場

2 期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十日まで

二 操業の承認

底はえなわ漁業を営もうとする者は、「平成二十一年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領」により申請し、委員会の承認を受けなければならない。

1 承認海域

下北部尻屋崎灯台中心点から正東の線と上北部六ヶ所村大字出戸と同村大字泊との境に設置した標柱（基点第九号）から正東の線とによってはさまれた青森県東部海区管内の海域

2 承認期間

平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

3 承認対象者

青森県内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(一) 平成二十一年度に底はえなわ漁業を操業した実績を有する者

(二) 委員会が特に認めた者

4 承認隻数

六隻以内とする。

5 使用船舶の制限

使用船舶の総トン数は、操業の実績を有する承認船の総トン数を超えないこととする。

6 承認証の交付

委員会は、承認したときは、底はえなわ漁業操業承認証を交付する。
7 承認の取消

委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。

三 操業者の遵守事項

1 漁具の制限

漁具の総延長は三キロメートル以内とする。

2 漁具の標識

操業中の漁具には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならぬ。

3 船体の表示

承認を受けた者は、使用する船舶の船橋両側の見やすい場所に、定められた標識を表示しなければならない。

4 承認証の携帯

操業にあたつては、承認証を携帯しなければならない。

5 承認証の書換交付

承認証の記載事項に変更があつたときは、速やかに申請し書換交付を受けること。

6 漁獲成績の報告
承認を受けた者は、操業終了後速やかに委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

四 試験研究等の適用除外

青森県が試験研究等をする場合には、この指示にかかわらず委員会にその内容を報告のうえ実施できるものとする。

平成二十一年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

1 操業承認申請書は、第一号様式により一部作成し、委員会事務局に提出する。1
と。

2 操業承認申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出すること。

二 承認等の通知

委員会が承認をしたときは、関係漁業協同組合を経由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第一号様式による承認証を関係漁業協同組合を経由し、申請者に手交する。

四 標識の様式

船体に表示する標識は、第三号様式のとおりとする。

五 承認証の書換

承認証書換交付の申請書は、第四号様式によるほか、その手続きについては一から三までの規定を準用する。

六 承認証の再交付

承認証を亡失し、又は破損したときは、第五号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から三までの規定を準用する。

第1号様式

平成22年度底はえなわ漁業操業承認申請書

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿
私は、平成22年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領に基づき
下記のとおり申請します。

平成 年 月 日

第2号様式

底はえなわ漁業操業承認証

住 所

承認番号	青東海調認底はえなわ第 号
操業区域	下北郡尻屋崎灯台中心点から正東の線と上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境に設置した標柱(基点第9号)から正東の線とによってはさまれた青森県東部海区管内の海域
操業期間	平成 年 月 日から平成23年3月31日まで
根拠地港	
船名	
漁船登録番号	—
総トン数	トン
推進機関の種類及び馬力数	馬力
船舶	

平成 年 月 日

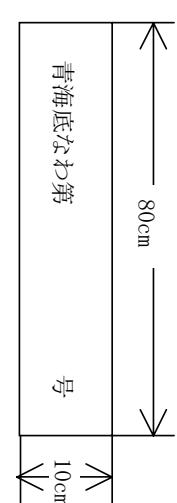
青森県東部海区漁業調整委員会長

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

用紙の大きさは、日本工業規格A4横長です。

(注



操舵室両側面上部に掲示すること。文字は黒色とする。)

第3号様式

第4号様式

底はえなわ漁業操業承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員長 殿

住 所
氏 名

㊞

底はえなわ漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承 認 番 号 青東海調認底はえなわ第 号
 2 承 認 年 月 日 平成 年 月 日
 3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

- 4 書換えを必要とする理由

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式

底はえなわ漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

住氏名所

底はえなわ漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

四

青東海調認底はえなわ第
丸 A M

承認番号 2 承認年月日 平成 年 月 日
青東海調認証はなわ號

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式

平成22年度底はえなわ漁獲成績報告書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員長 殿

住氏所

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により、サクラマス等親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十二年三月十九日

一 操業の制限

- 1 西津軽郡深浦町追良瀬川河口付近において、次のアと工を結ぶ最大高潮時海岸線、アとイを結ぶ直線、ウと工を結ぶ直線及びアと工の間の最大高潮時海岸線より沖合西百メートルの線によって囲まれた海域においては、小型定置網漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業、一本釣り漁業を営んではならない。

ア 河口左岸から一百十度（磁針方位による。以下同じ。）千百メートルの点

イ 点アから一百九十一度百メートルの点

ウ 点工から一百八十九度百メートルの点

工 河口右岸から十八度五百メートルの点

二 制限期間

- 平成二十二年四月一日から同年六月三十日まで

青森県西部海区漁業調整委員会指示第四号

青森県西部海区管内におけるまき餌づりについて、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十二年三月十九日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長前田廣臣

一 共同漁業権漁場における制限
次の表の漁場（免許番号の欄

次の表の漁場（免許番号の欄に掲げた共同漁業権漁場の禁止区域欄の区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはならない。

漁場の位置								免許番号	禁止区域	禁止行為
むつ市脇野沢地先	地東津軽郡今別町裏月 先	浜東津軽郡今別町今別、 名地先	東東津軽郡外ヶ浜町三 原地先	地北津軽郡中泊町小泊 先	五所川原市十三地先	地先	つがる市館岡、車力			
西共第5857号号	西共第3029号号	西共第2827号号	西共第2625号号	西共第2423号号	西共第2221号号	西共第2019号号	西共第87号号			
全域	一部	一部	全域	一部	一部	一部	一部	全域	全域	遊漁によるまき餌づくり

西共字第3029号	西共字第2827号
二号東津堤及津砂堤郡今別漁港浜名北防波堤と浜名東護岸・ 流堤東津堤及び軽防堤郡今別漁港浜名北防波堤と浜名東護岸・ した標柱を今別町大泊と表月の境に設置した標柱と高野埼に設置 の両先端を結んだ線で囲まれた区域と今別川河口左岸導	二号東津堤及津砂堤郡今別漁港浜名北防波堤と浜名東護岸・ の両先端を結んだ線で囲まれた区域と今別川河口左岸導

三 遊漁者等の遵守事項

遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、正当な漁業の操業を妨げないようになければならない。

四 指示の有効期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までとする。

(発行所 青森市 島一丁人) 森目一番一 県号	(印刷所 青森市第二 奥印町三丁 株式会社) 東奥印刷株 式会社号	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭
-------------------------------------	--	----------------------------------